

1. 議事日程第1号

(平成20年第8回大口町議会定例会)

平成20年9月3日
午前9時30分開議
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第46号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてから、議案第56号 教育委員会委員の任命についてまで、並びに認定第1号 平成19年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について(提案説明)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	齊木一三
11番	吉田正輝	12番	木野春徳
13番	倉知敏美	14番	酒井久和
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鉄	副町長	社本 一裕
教育長	井上 辰廣	政策調整室長 兼総務部長	森 進
健康福祉部長	水野 正利	環境建設部長	近藤 則義
会計管理者	前田 守文	教育部長	三輪 恒久

代表監査委員 鈴木 鹿太郎

監査委員 近藤 勝重
事務局 長

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 近藤 登

議会事務局
次 長 佐藤 幹 広

開会及び開議の宣告

議長（吉田正輝君） ただいまから平成20年第8回大口町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（吉田正輝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番 柘植満君、4番 岡孝夫君を指名いたします。

会期の決定について

議長（吉田正輝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月26日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付いたしました会期日程のとおりであります。

諸般の報告

議長（吉田正輝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成19年度決算審査時における行政監査の結果について、平成20年度定例（定期）監査（工事監査）の結果について、例月出納検査結果の7月分についての報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、国土交通省全建設労働組合東海地方本部愛知県協議会議長 成瀬佳明氏より、公共事業を防災・生活関連に転換し、関係事務所の執行体制等の拡充を求める陳情書、大口町長より、道路整備の促進と財源の確保についての意見書の決議の依頼がありましたので、環境建設常任委員会に、私学をよくする愛知父母懇談会会長 横井暢彦氏、愛知私学助成をすすめる会会長 中川初枝氏の連名により、国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書、愛知

県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書及び市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情書が提出されましたので、所管の総務文教常任委員会に送付し、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本定例会説明員として、町長以下関係職員及び代表監査委員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので報告いたします。

次に、議会広報常任委員会が8月20日、21日に所管事務調査を行っておりますので、委員長から報告を願います。

議会広報常任委員長 土田進君。

議会広報常任委員長（土田 進君） 皆さん、おはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、議会広報常任委員会の所管事務調査について御報告をいたします。

第68回全国町村議会広報研修会が8月20日、21日の両日、全国から384人ももの議会広報の作成・編集に携わる議員・職員の参加のもと、東京のシェンバツ八砂防で行われました。

1日目は、三つのテーマ、わかりやすい文章表現・表記について、情報時代に求められる自治体広報、インターネットの活用によるWebの作成、それぞれのテーマごとに武庫川女子大学言語文化研究所長 同文学部教授の佐竹秀雄氏を初めとするそれぞれの分野のスペシャリストの方々を講師に、参加者全員が受講しました。

2日目は、診断を希望した議会広報紙について、三つの会場に分かれて、広報コンサルタントの深沢徹氏ほか専門家の方からの広報診断を受けることになりました。

大口町は、診断を希望した議会だより173号（平成20年8月1日号）について、編集・出版アドバイザーの芳野正明氏から、発行目的に沿った編集姿勢と企画立案になっているか、読みやすい紙面になっているか、編集・印刷技術はどうかといった企画面と編集技術面の両面から診断を受けました。

「おおぐち議会だより」は、全国の広報コンクールで4年連続の入賞は快挙。さすがに水準の高い企画編集をされている点は一目瞭然。町民は、読みごたえと読みやすさから、議会が読者に身近に感じられるのではないだろうかとお褒めの言葉をいただきました。具体的には、表紙をめくって最初の見開きは、象徴的なイメージ写真が実にうまく、さらに住民サイドに立ったわかりやすい説明や生活にかかわる貴重な情報提供がある。それに続くページには、条例改正の内容の詳しい説明があり、企画と編集・レイアウトもめり張りがある。一般質問のページは、見出し、資料や写真の配置等説得力のある紙面となっており、その他のページもわかりやすい編集がされているとのコメントをいただきました。ただ、表紙については、コンテンツの配置を工夫することで写真がより効果的になるとの御指導をいただきました。

今回、診断を受けた他の町の議会広報紙の現物を目にし、それぞれの診断結果を伺い、よい事例及び改善すべき事例を講師の方から直接指導を受ける機会を得られたことは、今後の広報紙づくりにおいて、さらなる企画立案力と編集技術力の向上へとつながるものと確信しております。

これからも引き続き、だれのための議会広報か、何のための議会広報紙かを常に考えながら、住民の皆様にも読まれ・親しまれる紙面づくりに取り組んでまいります。

以上、議会広報常任委員会の所管事務調査の概要の報告とさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 以上で諸般の報告を終わります。

議案第46号から議案第56号まで及び認定第1号について（提案説明）

議長（吉田正輝君） 日程第4、議案第46号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてから、議案第56号 教育委員会委員の任命についてまで、並びに認定第1号 平成19年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきました議案の提案理由を説明させていただきます。

議案第46号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例を整理するものであります。

次に、議案第47号 大口町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてであります。一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布されたことに伴い改正するものであります。

次に、議案第48号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について及び議案第49号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び株式会社日本政策金融公庫法が公布されたことに伴い改正するものであります。

次に、議案第50号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について及び議案第51号 大口町障害者医療費支給条例の一部改正について、並びに議案第52号 大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正についてであります。ともに、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴

い改正するものであります。

次に、議案第53号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出それぞれ5億6,950万5,000円を増額し、総額84億1,707万1,000円とするものであります。

次に、議案第54号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ2,768万1,000円を増額し、総額8億9,040万円とするものであります。

次に、議案第55号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ2,310万5,000円を増額し、総額17億5,134万5,000円とするものであります。

次に、議案第56号 教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員 井上辰廣氏の任期が本年9月30日に満了になることに伴い、同氏の再任をお願いするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお、井上辰廣氏の略歴書を添付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

最後に、認定第1号 平成19年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものであります。

以上、11議案、1認定について提案説明させていただきました。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（吉田正輝君） 議案第46号から議案第49号までについて、総務部長、説明願います。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 改めまして、皆さんおはようございます。

議長さんの指名をいただきましたので、議案第46号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてから、議案第49号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてまで、順次説明をさせていただきます。

その前に、提案をさせていただきました議案の訂正をお願いしたいと思います。訂正箇所は4ヵ所ありますが、うち3ヵ所につきましては、ともに議案提出年月日の後ろの「提出」という字句が落ちておりました。よろしく願いをいたします。

まず、議案第46号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、平成20年9月3日の次に「提出」という字句の追加をお願いしたいと思います。「平成20年9月3日」となっておりますが、「平成20年9月3日提出」でございますので、提出という字句の追加をお願いいたします。

同様に、議案第47号 大口町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についても、平成20年9月3日の次に「提出」の字句の追加をお願いしたいと思います。

次に、議案第49号であります。大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、この件につきましても、平成20年9月3日の次に「提出」という字句の追加をお願いします。

そして、議案第53号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第3号）の23ページ、債務負担行為に係る調書のうち、限度額3,500万円の財源内訳について、本日それぞれ机の上に配付をさせていただきましたものと差しかえをお願いしたいと思います。それぞれA4判1枚が、23ページの部分が机上にあるかと思えます。それに差しかえをお願いしたいと思います。限度額3,500万円は全額一般財源でありますので、よろしく申し上げます。大変申しわけございませんでした。

それでは、提案説明をさせていただきます。

まず、議案第46号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

今回の地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）は平成20年6月11日に成立し、6月18日に公布されました。その改正の内容は、地方公共団体の議会の実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化するなどのため、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができることとするとともに、議員の報酬に関する規定を整備するものでありまして、大口町議会政務調査費交付に関する条例、大口町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、大口町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例、大口町特別職報酬等審議会条例及び大口町職員等の旅費に関する条例、以上関係する五つの条例の一部改正を行うものであります。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、それぞれの一部改正の内容につきましては、3ページから5ページの新旧対照表をお願いします。

まず3ページであります。大口町議会政務調査費交付に関する条例（平成13年大口町条例第1号）の一部改正につきましては、地方自治法第6章 議会、第2節 権限、第100条 調査権、刊行物の送付、図書室の設置等の規定条文に新たに議会活動の範囲の明確化に伴う規定が1項追加されたことに伴い、引用条文を整理するものであります。

次に、大口町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年大口村条例第1号）の一部改正につきましては、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、「報酬」の名称を「議員報酬」に改めるものであります。

4ページをお願いします。

次に、大口町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口

村条例第2号)の一部改正につきましては、地方自治法第203条、報酬及び費用弁償の規定から議員の報酬の規定が分離されたことに伴い、引用条文を整理するものであります。

次に、大口町特別職報酬等審議会条例(昭和46年大口町条例第1号)の一部改正につきましては、同様に「報酬」を「議員報酬」に改めるものであります。

5ページをお願いします。

大口町職員等の旅費に関する条例(昭和48年大口町条例第27号)の一部改正につきましては、同様に「地方自治法第203条」を「地方自治法第203条及び第203条の2」に改めるものであります。

2ページへお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第46号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についての説明とさせていただきます。

次に、議案第47号であります。大口町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

今回の大口町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正は、ともに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)が平成18年6月2日に公布され、平成20年12月1日より施行されることが定められたことに伴うものであります。

大口町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。それぞれの改正内容は、2ページ、3ページの新旧対照表をお開きください。

まず、大口町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成5年大口町条例第22号)の一部改正につきましては、地方自治法第260条の2は、地縁による団体について規定しており、今回の地方自治法の改正により、同条による地縁による団体が認可地縁団体と定義され、認可地縁団体は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定が準用されることとなり、第2号仮代表者を初め引用条文を整理するものであります。

また、第6条第4号及び第8条第2号の改正は「事務所」を「主たる事務所」と字句を改正するものであります。

3ページをお願いします。

次に、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大口町条例第26号）の一部改正につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、民法第34条の規定により設立された法人に対する規定が削除されることに伴い、職員派遣先となり得る団体として一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定されるものとなることによる改正で、大口町においては、条例改正後においても改正前と同様、社会福祉法人大口町社会福祉協議会ほか3団体に変更はございません。

1 ページへお戻りください。

附則、この条例は、平成20年12月1日から施行する。

以上で、議案第47号 大口町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第48号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

年次有給休暇についての規定であります。第12条第1項第3号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改めるものです。

これは、法律等で規定された特定の団体等に在職し、その在職期間中に与えられた年次有給休暇の残日数について、大口町の職員となったときに与えられる有給休暇20日に加えることができる規定であります。改正前は、第3号で公庫の予算及び決算に関する法律に規定する国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び国際協力銀行を規定していましたが、平成19年5月25日、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布され、平成20年10月1日から施行されることに伴い、沖縄振興開発金融公庫を除く4機関については解散し、新たな政策金融機関が設立されるもので、これに伴う改正であります。

附則、この条例は、平成20年10月1日から施行する。

なお、2ページには新旧対照表を掲載しましたので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で、議案第48号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第49号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。その内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

改正の内容は、議案第48号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてと同様、株式会社日本政策金融公庫法が平成19年5月25日に公布・施行されたことに伴い、国民生活金融公庫が解散となりますので、改正を行うものであります。

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。大口町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大口町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附則、この条例は、平成20年10月1日から施行する。

なお、2 ページに新旧対照表を掲載しましたので参照いただきたいと思います。

以上で、議案第49号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 続いて、議案第50号から議案第52号までについて、健康福祉部長、説明願います。

健康福祉部長（水野正利君） 改めまして、おはようございます。

議長さんの御指名を受けましたので、議案第50号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についてから議案第52号 大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正についてまで、その内容の説明をさせていただきます。

初めに、議案第50号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。裏面の2 ページをお願いします。

今回の条例改正につきましては、これまで中国残留邦人等で所得の低い方に対し、生活保護法に基づく扶助がされてきましたが、平成19年12月5日に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正が公布されました。この法律改正の一つとして、法第14条として新たに支援給付の実施規定が設けられました。この支援給付の種類につきましては、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、その他政令で定める給付となっています。

こうした国の法律改正に伴い、今回、母子家庭等医療費の支給に関する条例第2条第2項に規定します母子家庭等医療費の受給資格者とししない者として、生活保護法による保護を受けている者とは別に、第4号として、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条による支援給付を受けている者を加えるものであります。

1ページをお願いします。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第50号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第51号 大口町障害者医療費支給条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお願いします。

大口町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例。大口町障害者医療費支給条例（昭和48年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

2ページをお願いします。

今回の条例改正につきましては、議案第50号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正と同一の要旨であり、障害者医療費支給条例第4条に規定します障害者医療費の受給資格者とししない者として、生活保護法による保護を受けている者とは別に、第3号として、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条による支援給付を受けている者を加えるものであります。

1ページをお願いします。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第51号 大口町障害者医療費支給条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第52号 大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお願いします。

大口町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例。大口町精神障害者医療費支給条例（平成19年大口町条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。裏面をお願いします。

今回の条例改正につきましては、先ほどの議案第50号 大口市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正、さらには議案第51号 大口市障害者医療費支給条例の一部改正と同一の要旨でございます。

精神障害者医療費支給条例第5条に規定します精神障害者医療費の支給資格者としなない者として、生活保護法による保護を受けている者とは別に、第3号として、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条による支援給付を受けている者を加えるものであります。

1ページをお願いします。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第52号 大口市精神障害者医療費支給条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 続いて、議案第53号について、総務部長、説明願います。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） それでは、議案第53号 平成20年度大口市一般会計補正予算（第3号）について、その内容の説明をさせていただきます。

4ページ、第2表 債務負担行為をお開きください。

第2表 債務負担行為。工事名は道路改良工事、路線名は町道余野71号線、工事場所は竹田一丁目地内、ヤマザキマザック株式会社北側、昭和用水と並行する町道であります。余野71号線は、起点を余野四丁目1番地先、通称余野の5差路であります。そこから余野特定土地区画整理事業で整備をされました昭和用水沿いの町道で、下小口地内に入り、ヤマザキマザック株式会社の北側を昭和用水沿いに県道小口岩倉線まで、終点は竹田一丁目137番地先となっております。余野5差路から調整池の間は昭和用水は暗渠になっており、道路幅員はおおむね10メートル、調整池から下流については昭和用水はオープンになっており、終点付近は開発により昭和用水は暗渠に、そして道路幅員はおおむね10メートルであります。

今回債務負担行為をお願いするのは、ヤマザキマザック株式会社と接する区間になりますが、道路幅員は10メートル、片側歩道の断面で整備するよう本年度測量設計を行い、平成21年度から3ヵ年での整備を予定していましたが、本年の6月、ヤマザキマザック株式会社より、現敷地の西側の開発行為で建設される工場への周回道路の整備を平成21年夏までに完了したい旨の協議があり、協議・検討を重ねてまいりましたが、工法、または費用の点から同時施工が好ましいと判断をしまして、今回、関係費用の補正及び債務負担をお願いするものです。期間は平成21年度、限度額は3,500万円であります。

それでは、歳入歳出補正予算の説明に移ります。事項別明細書8ページ、9ページをお開きください。

歳入、款1.町税、項2.目1.固定資産税、補正額として1億円の増額であります。その内容は、町内企業の設備投資の増加による償却資産及び昨年度より建築棟数の増加に伴う、家屋の現年課税分を追加するものであります。

款14.県支出金、項2.県補助金、目8.消防費県補助金、補正額として304万5,000円の計上であります。その内容は、緊急市町村地震防災対策事業の補助金の交付決定を7月にいただきましたので、新たに計上するものであります。これに対する歳出は、款9.消防費、目4.災害対策費の防災行政無線操作卓更新及びJ・アラート導入工事費への充当となります。

款16.項1.寄附金、目3.民生費寄附金、補正額として30万円の計上であります。その内容は、中小口一丁目地内今井医院、今井茂夫氏からの指定寄附金であります。

目5.農業費寄附金、補正額として8万円の計上であります。その内容は、豊田石河原工区の閉鎖後8年が経過し、大口町土地改良区に預託されていた預託金を8月に指定寄附としていただいたものであります。

目6.教育費寄附金、補正額として100万円の計上であります。その内容は、元大口北部中学校校長でありました故大脇和彦氏の御遺族からの指定寄附金であります。

款18.項1.目1.繰越金、補正額として4億3,240万円の増額であります。その内容は、平成19年度決算に伴い、20年度への繰越総額が6億240万円となりますので、20年度当初予算で計上しました1億7,000万円を差し引いた4億3,240万円を追加するものであります。

款19.諸収入、項3.目4.雑入、補正額として3,268万円の増額であります。その内容は、民生費雑入として児童手当に係る過年度分の精算として国庫負担分445万3,000円及び県費負担分228万6,000円、そして障害者自立支援給付費に係る過年度分の国庫負担補助金分84万9,000円及び県費負担補助金分42万4,000円の合計801万2,000円と教育費雑入として平成21年1月からの学校給食費の値上げに伴う学校給食費、小学校、中学校、給食センター分として162万2,000円、72万7,000円、1万8,000円の236万7,000円及び、10ページ、11ページをお開きください。独立行政法人日本スポーツ振興センターより、スポーツ振興くじ助成金交付の内定通知を8月にいただきましたので新たに計上するものです。このスポーツ振興くじ助成金2,230万1,000円につきましては、地域スポーツ施設整備助成のうち新設のグラウンド芝生化事業への充当でありますので、歳出では、大口中学校建設事業に財源充当をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いします。

歳出、款2.総務費、項1.総務管理費、目4.財産管理費、補正額として114万7,000円の増額であります。その内容は、アスベストの基準が2月に見直しをされ、新たに三つの対象物質が追加されましたので、小学校、保育園等公共施設の分析調査に係る業務委託料を新たに計上するものであります。

目7.財政調整基金費、補正額として3億120万1,000円の増額であります。その内容は、19年度決算に伴い、地方財政法第7条の規定により6億240万円の2分の1の3億120万1,000円を基金積立金として追加をするものであります。

目9.電子計算管理費、補正額として295万3,000円の増額であります。その内容は、住民税の年金特別徴収に伴うシステム開発委託料の追加であります。

項2.徴税費、目2.賦課徴収費、補正額として3万1,000円の増額であります。その内容は、款2.総務費、項1.総務管理費、目9.電子計算管理費電算システム開発委託料との関係もありますが、住民税の年金特別徴収に伴うデータ経由機関であります地方税電子化協議会への加入に伴う会費及び運営分担金を新たに計上するものであります。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目2.老人福祉費、補正額として30万円の増額であります。その内容は、今井茂夫氏よりいただいた指定寄附金を財源に庁用備品を購入するものであります。

目3.障がい者福祉費、補正額として377万円の増額であります。その内容は、障害者自立支援事業に係る前年度の実績に伴う国及び県への返還金であります。障害者医療費、更正医療分として国庫負担金143万7,000円、同じく県負担金、国庫の2分の1であります71万9,000円、地域生活支援及び障害者程度区分認定等事業で国庫補助金147万3,000円及び障害者自立支援給付費で、国庫補助負担金14万1,000円であります。

14ページ、15ページをお願いします。

項2.児童福祉費、目1.児童福祉総務費、補正額として198万3,000円の増額であります。その内容は、平成17年3月に策定をしました次世代育成支援行動計画ですが、計画期間が17年度から26年度までの10ヵ年であり、平成21年度で半分の5ヵ年を経過するわけであります。それに先立ち、前期の検証と後期の見直しを行うため、アンケート調査等の委託料を計上するものであります。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目3.保健センター費、補正額として66万6,000円の増額であります。その内容は、保健師の産休、育休に伴う臨時職員の賃金の追加であります。

目4.環境衛生費、補正額として13万7,000円の増額であります。その内容は、犬等捕獲用おりの購入費であります。

項2.清掃費、目2.循環型社会形成費、補正額として4,615万3,000円の増額であります。その内容は、下小口六丁目地内、リサイクルセンターに隣接して、リサイクルセンターの駐車場及び現在庁舎敷地内で保管されている資材の置き場として総合運動場入り口までの間の用地を確保し整備をするもので、面積は約2,500平方メートル、すべて農地で田が4筆の購入費と借地料、畑1筆の購入費と造成及び土地改良区への負担金であります。

16ページ、17ページをお願いします。

款6.項1.農業費、目5.農地費、豊田石河原工区からの指定寄附金 8 万円の財源補正であります。

款8.土木費、項2.道路橋りょう費、目2.道路新設改良費、補正額として 1 億7,360万円の増額であります。その内容は、4 ページ、第 2 表 債務負担行為でも説明をいたしましたが、町道余野71号線の整備に伴う今年度分の工事費 1 億6,700万円及び竹田一丁目地内宅地189.61平方メートルの用地購入費であります。町道余野71号線の整備については、20年度設計、この補正予算（第 3 号）の議決後、ヤマザキマザック株式会社との協定書の締結を経て、20年度、21年度の 2 ヶ年で 2 億200万円の工事費で、延長250メートルの間、昭和用水の暗渠化及び片側歩道の幅員10メートルの道路改良、またこの道路改良に必要な用地をヤマザキマザック株式会社より購入する予算として660万円の計上をあわせてお願いするものであります。

款9.項1.消防費、目4.災害対策費、県補助金の交付決定に伴う財源補正であります。

款10.教育費、項3.中学校費、目1.学校管理費、補正額として100万円の増額であります。その内容は、元大口北部中学校校長、故大脇和彦氏の御遺族からの指定寄附を財源に大口中学校の備品購入を行うものであります。

目3.学校建設費、独立行政法人からのスポーツ振興くじ助成金の内定通知に伴う財源補正であります。

18ページ、19ページをお願いします。

項4.社会教育費、目2.生涯学習施設費、補正額として1,490万円の増額であります。その内容は、中央公民館屋上からの雨漏りに伴う防水工事の設計監理委託料90万円、同防水工事の工事費900万円及び豊田学習等共同利用施設の、やはり屋上からの雨漏りに伴う屋上防水工事費500万円であります。

項6.学校給食費、目2.給食センター運営費、補正額として 1 万4,000円の増額であります。その内容は、当初予算で計上しました蒸気ボイラー設置工事費の執行残336万円の減額と食器自動供給整理装置の修繕料として100万7,000円の追加及び平成21年 1 月からの給食費の値上げに伴う賄い材料費236万7,000円の追加によるもものであります。

款14.項1.目1.予備費、補正額として2,165万円の増額であります。その内容は、今回の補正予算、歳入 5 億6,950万5,000円と歳出 5 億4,785万5,000円の差額2,165万円を追加するものであります。

22ページ、23ページをお願いします。

4 ページ、第 2 表 債務負担行為に係る調書を添付しましたので、後ほど参照をいただきたいと思えます。

以上で、議案第53号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。

きます。

議長（吉田正輝君） 続いて、議案第54号及び議案第55号について、健康福祉部長、説明願います。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、議長さんの指名を受けましたので、議案第54号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第55号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明させていただきます。

初めに、議案第54号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、事項別明細書により、歳入から説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお願いします。

款4.項1.支払基金交付金、目1.介護給付費交付金、補正額としましては102万5,000円の増額で、内容につきましては、平成19年度分の精算による過年度分としての介護給付費交付金であります。

款7.項1.目1.繰越金、補正額としましては2,665万6,000円の増額で、内容につきましては、平成19年度の決算に伴い、前年度繰越金の追加をお願いするものであります。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお願いします。

款5.項1.基金積立金、目1.介護給付費準備基金積立金、補正額としましては1,775万4,000円の増額で、内容につきましては、平成19年度の余剰金を介護給付費準備基金に積み立てするものであります。

款6.諸支出金、項1.償還金及び還付加算金、目1.償還金、補正額としましては878万6,000円の増額で、内容につきましては、前年度分の介護給付費国庫負担金等の精算に伴い、それぞれ返還金の追加をするものであります。

款7.項1.目1.予備費、補正額としましては114万1,000円を今回の補正予算に伴う調整として増額するものであります。

以上で、議案第54号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第55号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、事項別明細書により歳入から説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いします。

款4.項1.目1.療養給付費交付金、補正額としましては2,310万5,000円の増額で、内容につきましては、退職者医療に係る過年度分としての支払基金からの交付金の追加であります。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお願いします。

款2.保険給付費、項1.療養諸費、目2.退職被保険者等療養給付費、補正の内容としましては1,400万5,000円の財源補正を行うものであります。

目4.退職被保険者等療養費、補正額としましては210万円の増額で、その内容につきましては、退職被保険者等に係る療養費の増加が見込まれることによる療養費の追加であります。

項2.高額療養費、目2.退職被保険者等高額療養費、補正額としましては700万円の増額で、その内容につきましては、退職被保険者等に係る高額療養費の増加が見込まれることによる高額療養費の追加であります。

款4.項1.前期高齢者納付金等、目1.前期高齢者納付金15万4,000円の新規計上で、前期高齢者納付金額の確定によるものであります。

款10.諸支出金、項1.償還金及び還付加算金、目3.償還金、補正額としましては178万円の増額で、その内容につきましては、平成19年度療養給付費に係る国庫負担金の精算に伴う国庫負担金返納金の追加であります。

10ページ、11ページをお願いします。

款11.項1.目1.予備費、補正額としましては1,207万1,000円を今回の補正予算に伴う調整として増額するものであります。

以上で、議案第55号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 続いて、認定第1号について、会計管理者、説明願います。

会計管理者（前田守文君） それでは、認定第1号 平成19年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定につきまして、概要を説明させていただきます。

平成19年度の日本経済を振り返ってみますと、前半につきましては18年度同様、企業収益の改善を背景に設備投資の増加や雇用情勢の改善等、企業の好調さを反映し、景気拡大基調で推移してまいりました。後半につきましては、米国のサブプライムローン問題による世界的な市場への不透明感が高まり、年明けには急激な株価の下落や円高、さらには原油価格の高騰等、企業収益のマイナス要因も顕著にあらわれてきたところではありますが、幸いにして愛知県におきましては、元気な愛知と象徴されるとおり、自動車、電気機械関連を中心に輸出等が堅調であり、総じて当地域の景気は緩やかな持続を背景に県税収入も過去最高を更新する見込みでありまして、約80億円の黒字が予定されております。

本町におきましても法人町民税が22億円を超え、町税全体でも64億円を超える税収で、18年度の決算の過去最高を大幅に更新したところであります。ちなみに、過去3年度の過去最高の町税全体の年度を申し上げますと、19年度は先ほど申し上げましたように64億円で最高でござ

います。その次が18年度で53億円、さらに平成12年度が51億円の町税全体での収入があったわけであります。中でも法人税だけをとらえてみますと、19年度は22億円ありました。さらに第2位といたしましては、平成3年度が17億7,000万円ありました。その次に18年度で15億円という法人税があったということでございますので、参考に申し上げます。

このような状況下におきまして、昨年は酒井町政3期目の初年度であります。第6次総合計画の「みんなで進める自立と共助のまちづくり」を基本理念としまして、五つの基本施策のほか、今回新たにマニフェストの実現に向け、数々の施策が展開をされました。特に、一大プロジェクトであります新生大口中学校建設につきましては、3月23日に無事完成式が行われ、多くの皆さんが内覧会に来ていただいたことは、まだ記憶に新しいところであります。

それでは、決算の概要につきまして説明をさせていただきますが、今年度の決算書より内容を事業別の決算書に変更をさせていただいております。これによりまして、予算書及び主要施策の成果報告書の整合性ができ、各事業に要した経費が一目で確認していただけるものと考えております。

それでは、一般会計、特別会計歳入歳出決算書及び附属資料の1ページ、2ページをお願いいたします。

このページにつきましては決算の総括表でありまして、歳入につきましては、収入済額、不納欠損額、収入未済額について、歳出につきましては、支出済額と一番右の欄の歳入歳出差引残額について説明を申し上げたいと思っております。

初めに、一般会計の歳入につきましては、収入済額111億7,934万6,227円、不納欠損額2,504万2,376円、収入未済額1億7,922万2,794円、この収入未済額の内容といたしましては、町税が1億7,886万3,534円、分担金の方で、いわゆる保育料でございますが5万7,400円、使用料で、いわゆる住宅使用料でございますが23万4,600円、雑入の関係で、バスの運用支援収入、さらには保育園の主食代、さらには学校給食費で6万7,260円となっております。

歳出につきましては、支出済額105億7,694万5,914円で、今年度は翌年度繰越額がないため、歳入歳出差引残額としては6億240万313円で、この金額が実質収支額となり、いわゆる翌年度への繰越金となります。この繰越金の要因を若干述べさせていただきますと、歳入の方で、町税全体で予算額より約2億3,500万円の増収がありました。中でも、特に法人町民税で約1億7,000万円、固定資産税が約4,200万円と、それぞれ予算より増収があったことによるものであります。

一方、歳出では執行率が約97%でありまして、これに伴います予算残、つまり執行残でございますが約3億2,800万円生じたものであります。

次に特別会計であります。8特別会計全体で説明させていただきますので、小計の欄をご

らんください。

収入済額としまして48億3,777万3,277円、不納欠損額2,888万6,441円、収入未済額1億7,640万1,684円、この未済額の内容といたしましては、介護保険料249万9,650円、国民健康保険税1億7,199万3,079円、下水関係で受益者負担金と下水使用料でございますが171万9,525円、集排の使用料でございますが18万9,430円となっております。

続いて歳出であります、支出済額47億1,848万4,942円で、一般会計同様、翌年度繰越額はないため、歳入歳出差引残額といたしましては1億1,928万8,335円で、この金額が実質収支額となり、翌年度への繰越金であります。

続きまして、主要施策の成果報告書をごらんいただきたいと思いますっております。

この成果報告書につきましても内容を変更させていただいております、各事業別に加えまして、新たに事業の分析、成果、そして評価を記載させていただいております。

それでは、まず1ページに財政力の推移といたしまして、平成15年度から平成19年度までを載せさせていただいておりますが、19年度の数値で説明をさせていただきます。

初めに、基準財政需要額につきましては31億5,296万5,000円で、前年度より約6,700万円増加をいたしております。次に、基準財政収入額につきましては50億7,878万6,000円で、前年度より約5億円増加をいたしております。この二つが交付税算定上用いる数値でありまして、基準財政収入額を基準財政需要額で除したものが中段の財政力指数であります。19年度は1.61で前年度より0.13ポイント増加をいたしております。御案内のとおり、昭和56年度以降、不交付団体を維持いたしております。

次に、経常収支比率でございますが、下段の用語の説明にもありますように、財政構造の弾力性を判断するための指標でありまして、人件費、扶助費、公債費等、経常的に支出される経費が増加したり、逆に税等の経常的に収入される経常一般財源が減ったりいたしますと、この経常収支比率は増加をするわけでありまして、19年度につきましては61.2で、町税の大幅増収によりまして前年度より3.1ポイント減少して、大変弾力性のある財政構造となっております。

さらに、公債比率につきましても標準財政規模の大幅な増加によりまして、19年度は1.7で前年度より1ポイント減少いたしました。

次に、2ページ、3ページにつきましては歳入歳出決算額総括表であります。各会計ごとの歳入歳出決算額及び実質収支額、さらには単年度収支額がそれぞれ前年対比して載せてありますので、後ほどごらんいただければと思っております。

続きまして、4ページから7ページにおきましては、一般会計及び公共下水道事業特別会計の地方債現在高の状況として、事業債別、借入先別、目的区分別に区分したものでございます。

まず、4ページをごらんいただきたいと思いますと思っております。一般会計の19年度末現在高といた

しましては26億2,724万7,562円で、前年度末より中学校建設に伴う借り入れで約7億円増加をいたしました。住民1人当たりで換算をいたしますと約12万円となりまして、前年度より3万1,000円増加をいたしております。

次に、6ページの公共下水道事業特別会計における19年度末現在高は43億4,352万4,332円で、住民1人当たりをいたしますと約20万円となっております。

また、一般会計と特別会計を合算した現在高といたしましては、約69億7,000万円で、住民1人当たり約32万1,000円となりまして、前年度より3万4,000円増加をいたしております。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。8ページが一般会計収支状況でございます。

歳入総額は、前年度に比べ約28億8,500万円、34.8%と大幅に増加をいたしております。内容的には、町税が約10億8,184万9,000円の増を初めといたしまして、そのほかに中学校建設に伴う国庫支出金で約5億3,900万円、繰入金で約8億8,000万円、町債で約4億2,000万円とそれぞれ増加したものが要因であります。

議長（吉田正輝君） 会議の途中ですが、11時まで休憩といたします。

（午前10時45分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

会計管理者（前田守文君） 主要施策の方の8ページの歳入まで終わったかと思っておりますので、歳出につきまして説明をさせていただきます。

歳出につきましては、対前年度で約28億1,000万円、36.2%増加をいたしております。内容的には、目的別で財政調整基金積立金の増加による総務費で約1億5,200万円、学校建設に伴う教育費で約27億7,700万円の増加が要因であります。

次に、9ページの一般会計歳入決算の概要をごらんください。

町税の決算額は過去最高を記録し64億2,363万8,360円で、前年度より10億8,184万9,361円、20.3%の増加となっております。この要因は、町たばこ税が若干減額したものの、町民税で、個人の方で2億7,400万円、法人で6億7,200万円ほどの大幅な増収によるものであります。このほかにも、固定資産税で約1億4,300万円の増収があったことによるものであります。

以下、税目別に記載をさせていただきます。また18ページから25ページには、歳入の各款ごとに増減理由を載せてありますので、後ほどごらんいただければと思っております。

続きまして、28ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計歳出決算の概要を性質別に記載をさせていただいております。

まず、扶助費につきましては6億2,697万3,000円で、前年度より7,607万5,000円、13.8%の増加で、障害者自立支援制度の見直しによる増加と児童手当の乳幼児加算が拡充されたことが要因でございます。

物件費につきましては14億7,409万6,000円で、前年度より1億5,099万3,000円、11.4%の増加で、各種法令改正に伴いますシステム変更委託料の増加及び評価がえに伴います土地評価業務委託が要因であります。

29ページの普通建設事業につきましては40億1,126万9,000円で、前年度より25億9,582万6,000円、183.4%の増加であります。この要因は、大口中学校建設によるものでありまして、今年度、中学校に要した事業費は33億234万8,000円となりまして、そのほかの普通建設事業は7億892万1,000円となっております。

次に、特別会計の決算の概要であります。

最初に、263ページから276ページまでが介護保険特別会計であります。まず、264ページの収支状況をごらんください。

歳入総額は7億5,353万2,197円で、前年度より4,373万6,245円、6.2%増加をいたしました。内容的には、介護保険料が第1号被保険者の増加に伴い前年度より約1,280万円の増で、支払基金交付金は、給付費の増加に伴い約1,200万円の増収、さらに諸収入の増加については、包括センターの事務が軌道に乗り、介護予防計画作成事務量が増加したことによるものであります。

一方、歳出総額は7億2,732万3,217円で、前年度より4,489万6,512円、6.6%の増加であります。内容的には、保険給付費が地域密着型介護サービスと施設サービスの増加により、前年度より約1,950万円の増加であり、地域支援事業では、主に通所介護予防事業と予防給付介護計画作成委託料の増加により、前年度より110.3%の増が要因であります。

次に、277ページから283ページまでが国民健康保険特別会計であります。それでは、279ページの収支状況をごらんいただきたいと思っております。

歳入総額といたしましては19億2万9,955円で、前年度より2%の増、歳出総額18億894万8,499円で、前年度より4.2%の増加であり、実質収支額は9,108万1,456円で、単年度収支額は3,513万5,949円の減額となっております。内容的には、18年度よりの繰越金が1億2,000万円程度見込まれるため、19年度において、国保税率とその他一般会計繰越金の見直しを行ったことにより、保険税が約3,800万円、その他一般会計繰入金金が3,000万円とそれぞれ減額になったものであります。

一方歳出においては、1人当たりの保険給付費が約1万円増加したことにより、保険給付費

全体で約4,900万円の増額となっております。

続いて284ページから287ページまでが老人保健特別会計であります。285ページの収支状況をごらんいただきたいと思えます。

歳入歳出の総額としては12億2,311万1,585円で、前年度より約4,800万円ほどの減少となっております。

内容的には、老人保健の受給者数が前年度に比べ76人、4.6%減少したことにより、医療給付費及び医療費支給費が減少し、これに伴い歳入の方も基金、国・県支出金が減少したことが要因であります。

次に、289ページから296ページまでが公共下水道事業特別会計であります。291ページの収支状況をごらんください。

歳入総額といたしましては9億3,519万1,906円で、前年度より約1,000万円の減で、歳入総額は9億3,463万9,869円で、こちらも約1,000万円の減額となっております。

事業成果といたしましては、五条川左岸処理区につきましては、平成8年1月9日に初期供用開始をし、平成19年度は中小口三丁目、新宮一丁目、二丁目、秋田四丁目、替地二丁目、豊田一丁目、二丁目及び三丁目地内の一部で14ヘクタールの処理区域の拡大を図りました。

右岸処理区につきましては、平成20年4月1日に下小口一丁目、二丁目及び三丁目地内で19.2ヘクタールを供用開始いたしました。また、普及率につきましては66.5%で前年度より9.6%増加し、水洗化率につきましても51.1%となりまして、前年度より15.9%の伸びとなっております。

以上で、特別会計の概要とさせていただきます。

なお、他の特別会計につきましては、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げまして、決算認定の概要の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（吉田正輝君） 認定第1号につきましては、監査委員の審査に付されていますので、審査結果について代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員 鈴木鹿太郎君。

代表監査委員（鈴木鹿太郎君） ただいま議長さんから御指名をいただきました監査委員の鈴木鹿太郎でございます。議選の監査委員 酒井久和さんもこの席にお見えでございますが、お許しをいただきまして、私から決算審査の結果につきまして御報告させていただきます。

審査につきましては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の定めるところにより審査に付されました。平成19年度大口町一般会計歳入歳出決算並びに土地取得特別会計を初め、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、国際交流事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落家庭排水事業特別会計及び社本育英事業特別会計の八つの特別

会計における歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類、決算に係る主要施策の成果報告書、諸帳簿、関係証拠書類を綿密にチェックするとともに、関係職員の説明を求め、慎重に審査いたしました。

その結果、決算書及び附属帳簿、証拠書類等はいずれも符合しており、決算計数は正確に表示されているものと認めました。また、基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めました。

なお、決算審査の細部及び行政監査の状況の一部につきましては、お手元の決算審査意見書の写しのとおりでありますので、御参考にしていただければ幸いです。

以上、決算審査の結果につきまして、御報告させていただきます。

議長（吉田正輝君） これをもって提案理由の説明を終了いたします。

散会の宣告

議長（吉田正輝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日からは議案精読のため休会とし、9月8日月曜日午前9時30分から本会議を再開し、議案に対する質疑を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、一般質問の締め切りは、明日9月4日木曜日の正午となっております。時間厳守にてお願いをいたします。

引き続き全員協議会を開催いたしますので、速やかに3階第1会議室へ御集合くださいますようお願いいたします。御苦労さまでした。

（午前11時15分）

